

史跡 蜷塚遺跡保存活用計画の策定について（中間報告）

1 計画の目的

国指定史跡である蜷塚遺跡が持つ価値と構成要素を明確化し、隣接する浜松市博物館を含め、今後、史跡を適切に保存・活用していくための基本方針及び整備の方向性等について定める。

2 背景

文化財保護法の改正（平成31年）により、個別の文化財所有者又は管理者が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は補助金の交付が円滑になるなど、優遇措置が受けられる。

3 経緯

令和2年度～ 計画策定に関する情報収集、基本方針の検討を開始  
史跡蜷塚遺跡保存活用検討会（以下、検討会）の設置、協議  
文化庁と計画策定に関する事前協議を継続中  
令和3年度 市民と蜷塚遺跡の保存・活用を考えるワークショップを開催  
蜷塚遺跡をめぐる現状と課題、目指す姿などを整理【別紙】

4 保存活用の基本方針

- [調査研究] これまでに発掘調査された遺構や出土品等を再検証するとともに、最新の研究手法に基づく調査研究や発掘調査等を通じて、蜷塚遺跡の全体像を究明する。
- [保存] 周辺環境との調和を図りながら、遺跡の本質的な価値を将来にわたって確実に継承できるよう最大限留意し、適切な保存・管理を行う。
- [活用] 調査研究を通じて得られた遺跡の本質的な価値を分かりやすく伝えるとともに、縄文文化を学ぶ機会を広く提供する。
- [整備] 蜷塚遺跡の本質的な価値の保存に留意し、都市集客核として縄文時代の景観と暮らしが体感できる整備を進める。
- [運営体制] 史跡の目指すべき姿を実現するため、行政だけでなく市民・企業・大学・研究機関等と連携した運営体制を構築する。

5 今後の予定

令和3年度 中区協議会、検討会、文化庁等との協議を経て年度末に計画策定  
令和4年度 保存活用計画国認定申請、整備基本計画策定  
令和5年度以降 整備実施設計、整備工事